

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 租税債務不存在確認請求事件
国側当事者・国
令和5年4月21日棄却・確定

判 決

原告	X
同法定代理人成年後見人	A
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	藤原 幸喜子
同	濱辺 希
同	松尾 直哉
同	横川 幸司
同	副田 大喜

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

原告が平成21年2月26日付けでした確定申告に基づく申告所得税の債務（本税171万7900円及びこれに対する延滞税）が存在しないことを確認する。

第2 事案の概要

本件は、被告から平成20年分の所得税の本税171万7900円及びこれに対する延滞税が未納である旨の通知を受けた原告が、当該国税の徴収権は時効により消滅した旨主張して、その不存在の確認を求めている事案である。

1 国税の徴収権の消滅時効に関する法令の定め

国税通則法（平成29年法律第45号による改正前のもの。以下同じ。）72条1項は、国税の徴収を目的とする国の権利（以下「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅する旨定めている。同条2項は、国税の徴収権の時効については、その援用を要しない旨定めている。また、同条3項は、国税の徴収権の時効については、同条及び同法73条に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する旨定めている。

国税通則法73条1項柱書き及び同項4号は、国税の徴収権の時効は、督促処分に係る部分の国税については、当該督促処分の効力が生じた時に中断し、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間を経過した時から更に進行する旨定めている。

民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）147条2号は、差押えが時効の中断事由に当たる旨定めている。また、同法157条1項は、中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める旨定めている。

国税通則法73条5項は、国税（附帯税等を除く。）についての国税の徴収権の時効が中断したときは、その中断した部分の国税に係る延滞税等についての国税の徴収権につき、その時効が中断する旨定めている。

2 前提事実

以下の事実当事者の間に争いがなく若しくは当裁判所に顕著であり、又は各項掲記の証拠及び弁論の全趣旨から認めることができる。

（1）租税債務の発生等

ア 確定申告

原告は、法定申告期限内である平成21年2月26日、原告の納税地を所轄する税務署長（以下、原告の納税地の異動の前後を問わず、各時点における納税地を所轄する税務署長を「所轄税務署長」という。）に対し、平成20年分の所得税について、納付すべき税額を177万4300円とする確定申告書を提出した（乙2。以下「本件確定申告」という。）。

イ 更正処分

所轄税務署長は、平成21年6月30日、本件確定申告に係る納付すべき税額177万4300円について、当該確定申告書における所得計算誤りのため、納付すべき税額を171万7900円に減額する更正処分をした（乙4。以下、同更正処分後の原告の平成20年分の所得税及びこれに対する延滞税に係る被告の租税債権を「本件租税債権」という。）。

（2）滞納処分等

ア 督促処分

原告は、本件確定申告により納付すべき国税について、その納期限である平成21年3月16日までに完納しなかった。

所轄税務署長は、平成21年5月15日、原告に対し、国税通則法37条1項の規定に基づき、督促状を發して、平成20年分の所得税の納付を督促した（乙3。以下「本件督促処分」という。）。

イ 差押処分

所轄税務署長は、平成25年2月15日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条1項の規定により、原告がB生命保険会社に対して有する生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）に基づく解約返戻金の支払請求権（以下「本件解約返戻金債権」という。）を差し押さえ（乙5。以下「本件差押処分」という。）、同月19日、第三債務者であるB生命保険会社に対し、本件差押処分に係る債権差押通知書を送達した（乙6）。

本件差押処分にに基づく本件解約返戻金債権の取立は、現在まで行われていない。

（3）本件訴えの提起

原告は、令和4年8月8日、本件訴えを提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件租税債権の消滅時効は完成したか

ア 被告の主張

本件租税債権に係る国税の徴収権の消滅時効は、その法定納期限である平成21年3月16日の翌日から進行したが、法定納期限から5年を経過する前に本件督促処分により中断し、本件督促処分に係る督促状を発した日である同年5月15日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行した後、同日から5年を経過する前に、本件差押処分が行われてその効力が生じたことにより、再度中断した。本件差押処分により差し押さえられた解約返戻金債権の金額は本件租税債権の金額より少額であるが、滞納処分としての差押えが、滞納租税額に満たない価値しか有しない物又は権利を対象にしてされた場合であっても、その差押えにより、滞納租税額全部についての徴収権につき時効が中断されると解すべきことは、国税通則法72条3項によって準用される民法147条の趣旨から明らかであるから、本件差押処分による時効の中断の効力は、本件租税債権全部に及ぶ。

差押えによって中断した時効についての「中断の事由が終了した時」（民法157条1項）とは、差押手続の終了した時を指すから、差押処分が継続している間は、新たに時効は進行しない。そして、本件差押処分は、現在も継続しており、新たに時効は進行していないから、本件租税債権の消滅時効は完成していない。

イ 原告の主張

裁判上の請求のうち明示的一部請求による時効中断の効力が残部に及ばないと解されていることや、差押えの後には速やかな換価が可能であることなどに鑑みれば、差押処分の後、相当期間が経過した場合は、差し押さえられた債権の金額を超過する部分については、新たに時効が進行すると解すべきである。

本件においては、本件差押処分によって差し押さえられた本件解約返戻金債権の金額は42万9265円であるから、本件租税債権のうち同金額を超える部分については、本件差押処分から長くとも半年程度が経過した後は、新たに時効が進行する。そして、現時点においては、新たに時効が進行を開始してから5年間が経過したから、本件租税債権のうち上記金額を超える部分については、消滅時効が完成した。

(2) 本件租税債権の行使は権利濫用に当たるか

ア 原告の主張

(ア) 所轄税務署長は、本件差押処分をした後、原告による本件租税債権に係る自主納付の見込みが乏しく、かつ、本件保険契約に係る解約権の行使に支障がなかったにもかかわらず、9年間という長期間にわたりその後の手続を行わずにこれを放置しているのだから、本件租税債権に関し被告を保護する必要性はないし、このような状況において本件租税債権の行使を認めれば、永続した事実状態の尊重という時効制度の趣旨を没却する。また、本件租税債権より少額にすぎない本件解約返戻金債権を差し押さえたことを理由として時効の中断を認めると、少額の財産を差し押さえた上であえて換価等をせず、債務者に厳しい取立をかけるような悪質な業者が出現し、社会の秩序が乱されることになるし、少額の財産であっても差押えをしておけば永久に時効の中断効が続くという事態を容認することになり、上記時効制度の趣旨に反する。さらに、被告が、本件差押処分の後、長期にわたり、本件解約返戻金債権の取立をするなどして本件租税債権を行使しなかったのは、消滅時効の新たな進行を防ぐことを主たる目的とするものであつ

たことが明らかである。

以上の各点を踏まえれば、被告が本件租税債権を行使することは、その全額について、又は少なくとも本件解約返戻金債権の金額を超える部分について、権利の濫用に当たり、許されない。

(イ) 被告は、生命保険契約の解約権の行使に当たってはその適否を慎重に判断する必要があった旨主張するが、債権差押通知書到達時点での本件解約返戻金債権の額は3万5670円にとどまり、原告において介入権（保険法60条2項、89条3項）を行使することが容易であるから、税務署長において解約権の行使に慎重になる理由はないし、そもそも、前記（ア）のとおり、被告が、本件差押処分の後、長期にわたり、本件解約返戻金債権の取立をするなどして本件租税債権を行使しなかったのは、消滅時効の新たな進行を防ぐことを主たる目的とするものであったことが明らかであるから、被告の上記主張は採用できない。

イ 被告の主張

本件租税債権の行使が権利の濫用に当たる旨の原告の主張は、原告自身が本件確定申告書を提出した後、一切納付を行わず、納税義務の履行を怠っていることを棚に上げた身勝手な主張であり、理由がない。

その点をおくとしても、被告の徴収職員は、生命保険契約の解約権の行使に当たってはその適否を慎重に判断する必要があることなどを踏まえて、原告に対して複数回にわたり納付催告を行い、原告との接触を図ってきたにもかかわらず、原告からの連絡がなかったために原告の状況を十分に把握できず、解約権の行使を留保してきたのであって、本件差押処分の後、本件租税債権を漫然と放置していたものではない。そのため、解約権の行使を留保するという判断が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くなどとはいえず、徴収権に関する裁量の逸脱又は濫用はないから、本件租税債権の行使は権利の濫用に当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件租税債権の消滅時効は完成したか）について

（1）本件督促処分及び本件差押処分による時効の中断

本件租税債権の法定納期限は平成21年3月16日であるから（所得税法128条、120条1項柱書き前段、国税通則法2条8号ニ）、その消滅時効は、同日の翌日から進行を開始した（国税通則法72条1項）。

前記前提事実（2）アのとおり、本件督促処分に係る督促状が発せられたのは平成21年5月15日であり、上記消滅時効の起算日から5年を経過する前に本件督促処分の効力が生じたと認めることができるから、本件租税債権の消滅時効は、これにより中断し、同督促状を発した日である同日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行したといえる（国税通則法73条1項4号）。

また、前記前提事実（2）イのとおり、本件差押処分に係る債権差押通知書が第三債務者に送達されたのは平成25年2月19日であり、上記消滅時効の新たな起算日から5年を経過する前に、本件差押処分の効力が生じたと認めることができるから、本件租税債権の消滅時効は、これにより中断したといえる（国税通則法72条3項、民法147条2号）。

（2）本件差押処分による時効中断の範囲

滞納処分としての差押処分（国税徴収法４７条１項）は、滞納租税額全体について租税債権を行使するものであるから、同処分によって差し押えられた財産の価値が滞納租税額に満たない場合であっても、同処分による租税債権の時効中断の効力は、当該滞納租税額全体に及ぶと解すべきである。

本件においても、本件差押処分は、本件租税債権全体についての滞納処分としてされたものであるから、これによる時効中断の効力は、本件租税債権全体に及ぶ。

（３）本件差押処分により中断した時効が新たに進行を始める時期

滞納処分としての差押処分により時効が中断した場合においては、当該差押処分が終了した時が「中断の事由が終了した時」（民法１５７条１項）に該当するのであって、このことは、差押処分によって差し押えられた財産の価値が滞納租税額に満たないときであっても変わるところはないと解すべきである。これに対し原告は、差押処分の後、相当期間が経過した場合は、差し押えられた債権の金額を超過する部分については、新たに時効が進行すると解すべき旨主張するが、そのように解すべき法令上の根拠はなく、採用することができない。

本件においても、本件差押処分は、これに基づく取立（国税徴収法６７条１項）等の手続がされておらず、なお終了していないものであるから、本件差押処分による時効の中断の事由が終了した時には至っていないのであって、本件租税債権全体について、新たに時効が進行しているとはいえない。

（４）小括

したがって、本件租税債権全体について、消滅時効が完成したということとはできない。

２ 争点（２）（本件租税債権の行使は権利濫用に当たるか）について

- （１）ア 本件解約返戻金債権は、原告が加入する生命保険に係る解約返戻金の支払請求権であるところ、被告において第三債務者からの取立をするために本件保険契約に係る解約権を行使すれば、状況によっては、原告に対し、将来発生する可能性がある保険金の支払請求権を喪失するなどの不利益を生じさせるおそれがある一方、債権差押通知書到達時点での本件解約返戻金債権の額は３万５６７０円にとどまり（乙１２）、本件租税債権の額と比べて少額であったことを考慮して、所轄税務署長において、解約権の行使の適否を慎重に検討することとし、その間は第三債務者たる保険者からの取立を行わないことには、相応の合理性が認められる。

これに対し、原告は、債権差押通知書到達時点での本件解約返戻金債権の額が少額である以上、原告において本件保険契約を維持する必要性があると判断するのであれば、介入権を行使することでこれを維持することが容易であったのであるから、所轄税務署長において解約権の行使に慎重になる理由はなかった旨主張するが、所轄税務署長において、原告の資産状況や、原告の健康状態等を詳細に把握していたとは認められない以上、原告において介入権を適切に行使できない可能性を考慮して、なお解約権の行使の適否を慎重に検討することが不合理であるとはいえない。また、被告担当者が、本件訴訟に先立って、解約権の行使の適否を慎重に検討する必要性について原告又はその代理人に説明していなかったとしても、所轄税務署長において解約権の行使を留保した主たる目的が、消滅時効の新たな進行を防ぐことにあったと認めることはできない。

イ また、証拠（甲１、乙１３）によれば、被告の徴収職員は、本件差押処分の後、平成

26年2月26日から令和4年6月10日に至るまで多数回にわたり、原告の住所地への臨場、電話及び書面の郵送といった手段を用いて連絡を試み、本件租税債権に係る租税の納付を慫慂していたことを認めることができ、被告において、本件差押処分をした後、本件租税債権の行使を漫然と怠り、これを放置していたとはいえない。

なお、本件保険契約は、令和4年10月21日時点で「完全失効」との状態にあったことが認められる（甲3）ものの、本件保険契約が失効するに至った時期及びその理由等は証拠上明らかでなく、被告において、解約権の行使の適否について判断する必要性がなくなったことを認識したにもかかわらず、長期間にわたり本件解約返戻金債権の取立をせず、本件租税債権を放置していたと認めることはできない。

ウ そうすると、被告が本件租税債権を行使することが権利の濫用に当たるとすることはできない。

- (2) 原告は、被告は、本件差押処分をしたにもかかわらず、9年間という長期間にわたりその後の手続を行わずにこれを放置しているのであるから、本件租税債権に関し被告を保護する必要性はないし、このような状況において本件租税債権の行使を認めれば時効制度の趣旨を没却する旨主張するが、前記(1)のとおり、被告が本件租税債権の行使を怠りこれを放置していたとはいえないから、原告の主張はその前提を欠き、採用できない。

また、原告は、本件租税債権より少額にすぎない本件解約返戻金債権を差し押さえたことを理由として時効の中断を認めると、少額の財産を差し押さえた上であえて換価等をせず、債務者に厳しい取立をかけるような悪質な業者が出現し、社会の秩序が乱されることになるし、少額の財産であっても差押えをしておけば永久に時効の中断効が続くという事態を容認することになり、上記時効制度の趣旨に反する旨主張するが、本件における前記(1)の事実からすれば、本件において時効の中断を認めたからといって、社会の秩序が乱されるということも、時効制度の趣旨に反するということもできない。

3 結論

よって、原告は、被告に対し、平成20年分の所得税171万7900円及びこれに対する延滞税の納税義務を負う。

したがって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 栗原 志保

裁判官佐藤貴大は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 鎌野 真敬